

「文化会館条例」別表新旧対照表

文化会館条例 別表(第11条第2項関係)

1 横須賀市文化会館

(1) 大ホール

旧		
区分	使用料	
	平日	土曜日、日曜日及び休日
午前	円 12,340	円 20,570
午後	20,570	30,860
夜間	30,860	41,140
午前・午後	32,910	51,430
午後・夜間	51,430	72,000
全日	63,770	92,570

備考 (略)

新(R2.4.1以降)		
区分	使用料	
	平日	土曜日、日曜日及び休日
午前	円 13,570	円 22,620
午後	22,630	33,950
夜間	33,940	45,250
午前・午後	36,200	56,570
午後・夜間	56,570	79,200
全日	70,140	101,820

備考 (略)

(2) 中ホール及び展示室

旧			
施設	区分	使用料	
		平日	土曜日、日曜日及び休日
中ホール	午前	円 3,090	円 5,140
	午後	4,110	6,170
	夜間	5,140	8,230
	午前・午後	7,200	11,310
	午後・夜間	9,250	14,400
	全日	12,340	19,540
	展示室	午前	2,060
午後		3,090	4,110
夜間		4,110	5,140
午前・午後		5,150	7,200
午後・夜間		7,200	9,250
全日		9,260	12,340

備考 (略)

新(R2.4.1以降)			
施設	区分	使用料	
		平日	土曜日、日曜日及び休日
中ホール	午前	円 3,400	円 5,650
	午後	4,520	6,790
	夜間	5,650	9,050
	午前・午後	7,920	12,440
	午後・夜間	10,170	15,840
	全日	13,570	21,490
	展示室	午前	2,360
午後		3,560	4,720
夜間		4,720	5,910
午前・午後		5,920	8,280
午後・夜間		8,280	10,630
全日		10,640	14,190

備考 (略)

(3) 市民ギャラリー

旧			
施設	区分	使用料	
		平日	土曜日、日曜日及び休日
第1ギャラリー	午前	円 5,140	円 7,200
	午後	6,170	8,230
	夜間	8,230	10,290
	午前・午後	11,310	15,430
	午後・夜間	14,400	18,520
	全日	19,540	25,720
第2ギャラリー	午前	3,090	4,110
	午後	4,110	5,140
	夜間	5,140	7,200
	午前・午後	7,200	9,250
	午後・夜間	9,250	12,340
	全日	12,340	16,450

備考（略）

新(R2.4.1以降)			
施設	区分	使用料	
		平日	土曜日、日曜日及び休日
第1ギャラリー	午前	円 5,660	円 7,920
	午後	6,780	9,050
	夜間	9,050	11,320
	午前・午後	12,440	16,970
	午後・夜間	15,830	20,370
	全日	21,490	28,290
第2ギャラリー	午前	3,400	4,520
	午後	4,520	5,650
	夜間	5,650	7,920
	午前・午後	7,920	10,170
	午後・夜間	10,170	13,570
	全日	13,570	18,090

備考（略）

(4) 会議室

旧		
施設	区分	使用料
第1会議室	午前9時から午後10時まで1時間につき	円 620
第2会議室		510
第3会議室		310
第4会議室		210
第5会議室		410
第6会議室(和室)		310

新(R2.4.1以降)		
施設	区分	使用料
第1会議室	午前9時から午後10時まで1時間につき	円 740
第2会議室		610
第3会議室		380
第4会議室		260
第5会議室		510
第6会議室(和室)		380

(5) 駐車場

旧		
区分	使用料	
午前7時30分から午後11時まで	1回1時間まで	円 0
	1回1時間を超え4時間まで	310
	1回4時間を超えた場合は、310円に4時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	
上記以外の時間	30分までごとに	100

備考

- 1 駐車場に入場できる時間は、午前7時30分から午後11時まで、出場できる時間は、終日とする。
- 2 午前7時30分前から連続して駐車するときの午前7時30分から午後11時までの使用料は、この表の規定にかかわらず、30分までごとに210円とする。

新(R2.4.1以降)			
		区分	使用料
普通自動車	午前7時30分から午後11時まで	1回1時間まで	円 0
		1回1時間を超え4時間まで	320
		1回4時間を超えた場合は、320円に4時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	
	上記以外の時間	30分までごとに	100
大型自動車等	午前8時30分から午後10時まで	1回	2,000

備考

- 1 駐車場に入場できる時間は、午前7時30分から午後11時まで、出場できる時間は、終日とする。
- 2 午前7時30分前から連続して駐車するときの午前7時30分から午後11時までの使用料は、この表の規定にかかわらず、30分までごとに210円とする。
- 3 午後7時から午前7時30分までの間に普通自動車を駐車させる場合の使用料は、1,000円を限度とする。